

○間接工事費等調整をしない工事

- 1) 国及び市町が発注する工事
- 2) 発注機関（現地機関等）が異なる工事
- 3) 諸経費体系が異なる工事
※諸経費体系が異なるとは、積算基準書にある工種の別ではないので注意すること。
- 4) 共同企業体（J V）とその共同企業体（J V）の1構成員が受注した工事
- 5) 施工箇所が点在する工事
- 6) I C T活用工事

※5) 及び6) の該当する工事は、「（参考）近接工事の間接工事費等の調整にあたっての考え方」を確認すること。